月２回発行
2025年８月１日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2479号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No. 2479

特集Ⅰ

褒めるパトで安全文化醸成目指す

協力会社作業員と関係深化へ

住友共同電力グループ

特集Ⅱ

熱中症対策の最前線

不調把握と意識啓発を強化

荒木組／巴山建設／鹿糠板金工業

ニュース

精神障害が過去最多

厚労省　労災補償状況まとまる

労働災害動画 配信しています！
安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます
↓コチラから

8月1日号
2025

社労士が教える 労災認定の境界線

屋内工事で朦朧として転倒

＜執筆＞
一般社団法人SRアップ21　東京会
社会保険労務士　小泉事務所
所長　小泉　正典

第378回

■ 災害のあらまし ■

D社は、エレベーターの据付、改修工事業者で、災害発生の日は、夜間にショッピングモールのエレベーター改修工事を行っていた。作業員のひとりが、夜間工事の作業開始前ミーティング中、突然倒れ込むように転倒し、負傷した。原因を調査したところ、ミーティング開始前より1時間ほど早く現場に到着し、エレベーターピット内で当日の作業準備を行ってからミーティングに参加したようである。また、梅雨とは思えない連日の暑さで身体がついていかず、数日前より少し体調を崩していたものの、他の作業員に迷惑がかかると思って不調については申告していなかった。

■ 判断 ■

ミーティング中に、突然意識が朦朧とし転倒した原因が、ミーティング前に行っていたエレベーターピット内での作業により発症した熱中症が原因であると診断され、**業務上**の災害と認定された。

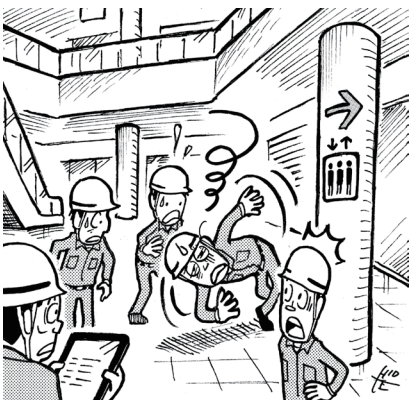
■ 解説 ■

熱中症とは、高温環境下での労働や運動により、体が熱を放出できなくなり、体温調節機能が麻痺し、体温が上昇して起こる危険な症状で、その症状は軽度から重度までさまざまである。軽い熱中症では、めまいや吐き気、重度の場合には意識障害やけいれんなどが起こることがある。エレベーターピット内での作業は、換気が不十分なことが多く、風通しも悪い。高温多湿になりやすく、熱中症のリスクが高い場所である。熱中症の労災認定は、業務との関連性と医学的な因果関係が認められる場合に適用されることになる。具体的には、暑熱な

場所での業務中に発生した熱中症であること、そしてその発生が業務に起因すると認められることが判断の基準となる。当日は、夕方に雷雨があり、外気温こそ27℃くらいに下がったものの、湿度は80%と高く、非常に蒸し暑い作業環境であった。

今年6月1日に、労働安全衛生規則が改正され、熱中症による重篤化を防止するための措置が事業者に義務付けられている。義務化されたのは、①熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、「熱中症の自覚症状がある作業者」「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知しておくこと。②熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際には、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知しておくこと。なお、熱中症を生ずるおそれのある対象となる作業とは、暑さ指数（WBGT）28℃以上または気温31℃以上の作業場において行われる作業を連続1時間以上または1日4時間を超えて行われることが見込まれる作業とされているが、この基準に該当しない場合であっても、作業の強度や継続性、身に着けている作業着によっては、熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を行うことが推奨される。

今回のケースで考えると、気温27℃、湿度80%は、暑さ指数（WBGT）を計算すると25.1 ℃だ。上記の基準を下回っていたとはいえ、活動量の調整が必要とされる警戒基準である。また風邪通しの悪い環境や長袖長ズボンと言った作業着のことを考慮すれば、体感的な暑さ指数（WBGT）は、28を超えていたかもしれない。法律が改正され、やらなければならないという対処ではなく、ここ数年の気候変動を踏まえると、今後、熱中症対策は、企業の安全衛生管理の一環でとても重要なものであり、従業員の夏場の安全対策上、欠かすことができない職場環境づくりのひとつである。法律に従い、手順書を作成し、周知しただけで終わらせず、①作業環境の管理を徹底する。休憩施設の整備を行う。②作業管理においては、水分、塩分の摂取、服装への配慮（透過性および通気性の確保）、さらに、今回の災害のひとつの原因であったかもしれないが、③日ごろの健康チェック、健康診断結果に基づく対応や日常の健康管理（前夜の飲酒、睡眠不足、朝食の未摂取）、日々健康状態の確認を徹底することが必要である。その他、WBGT測定器（屋外での作業時では「ハンディタイプ」や「携帯型」のWBGT計測器）などの導入。塩熱飴の常備、万一のための応急用品（瞬間冷却剤、冷却タオル、経口補水液、防滴扇子、コールドスプレーなど）を準備しておくとよいだろう。今回の法改正への対応とあわせ、今一度、現場でいざという時に有効となる体制づくりを推し進める必要がある。



www.srup21.or.jp